⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 30 September 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 15 December 2020 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 15 December 2020 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 15 December 2020)

⑹　Contact point for tender documentation : ASADA Mituru the first subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年８月21日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
八王子支社長　湯川　保之

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道　松本管内舗装工事（2020年度）（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所
中央自動車道　西宮線
自）山梨県北杜市小淵沢町
至）長野県上伊那郡箕輪町中箕輪

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道　小淵沢ＩＣ～伊北ＩＣ間において、舗装補修等を行う工事である。

⑸　工事概算数量
・切削オーバーレイ工　69,057㎡
・床版防水工　29,464㎡
・伸縮装置止水工　275m
・伸縮装置取替工　237m

⑹　工期　契約締結日の翌日から900日間

⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑼　本工事は、入札時にあらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である

⑽　本工事は契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

⑾　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

⑿　本工事は、原則電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⒀　契約制限価格を上回った場合の取扱　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規範第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31年・32年度競争参加資格における「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点が1,200点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31年・平成32年度競争参加資格における「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点が1,200点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員と為れないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

なお、提出できる施工実績は１件とする。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
供用中の道路（国道又は自動車専用道路）のアスファルト舗装工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
供用中の道路（国道又は自動車専用道路）のアスファルト舗装工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。